

# 長野県農業大学校同窓会農業機械施設等譲渡情報提供要領

## 1 目的

同窓生と就農希望学生との農業用機械・施設等の譲渡希望情報をマッチングし、学生の新規就農時の財政負担の軽減を図り、就農定着を促進する。

## 2 参加条件

(1) 農業機械施設利用希望者（以下「希望学生」という。）

総合農学科在校生（卒業2年以内に県内で独立就農を目指す者を優先する。）

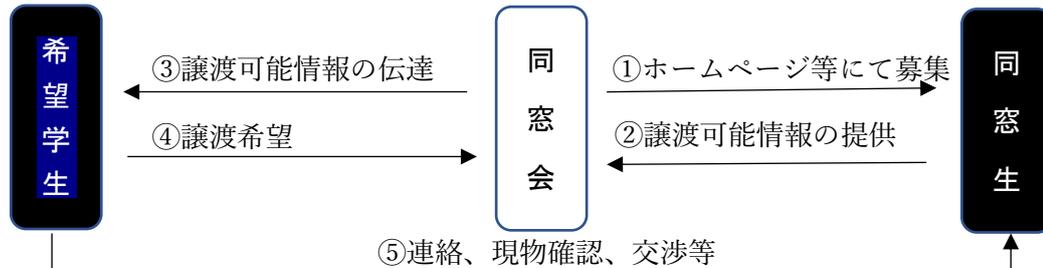
(2) 農業機械施設所有者（以下「同窓生」という。）

同窓生及びその家族であって、長野県内在住、かつ使用可能（軽微な修理が必要なものも含む）な農業用の機械・施設等（以下「農業機械施設等」という。）を無償提供していただける者。

【例】 トラクター等の栽培管理用機械      パイプハウス等の栽培施設  
選果機等の出荷調製用機器      軽トラック等の運搬車 等

## 3 実施の流れ

- ・農業大学校同窓会（以下「同窓会」という。）の会報やホームページで、制度を周知し、譲渡していただける農業機械施設等を募集する。
- ・同窓生から、農業大学校同窓会へ、譲渡可能な農業機械施設等の連絡をする。（毎年12月末まで）
- ・同窓会は、同窓生からの情報を学生に公開する。
- ・希望学生は、希望する農業機械施設等があった場合には、同窓会に譲渡希望を伝え、同窓生へ連絡をする。（毎年1月末まで）その後、希望学生は現物確認、交渉等を行う。



## 4 注意事項等

(1) 譲渡に関すること

- ・同窓生は、農業機械施設に関する情報は、虚偽なく真摯な内容で提供すること。使用することができない農業機械施設等は譲渡できない。
- ・譲渡に必要な費用（登録料、移動料、修理費等）は、全額、希望学生の負担とする。
- ・希望学生は、譲渡が完了した場合は、必ず同窓会へ連絡すること。

(2) 交渉に関すること

- ・譲渡等に関する交渉は、当事者間で実施すること。また、譲渡後に発生したトラブル等は、当事者間で解決すること。
- ・現物確認後、希望学生の希望する農業機械施設等でなかった場合は、断ることも可能とする。
- ・交渉の際、必要に応じて当事者間で農機具店等に相談すること。

(3) その他

- ・同窓会の本事業における仲介手数料は、無料とする。
- ・譲渡が成立した場合、同窓生と希望学生の承諾の上、同窓会ホームページで紹介する。
- ・希望学生がいなかった場合は、農業大学校で譲渡希望することも可能とする。

附則 この要領は、令和5年9月21日から施行する。